

掛川市教育委員会規則第1号

掛川市立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則をここに制定する。

令和5年1月25日

掛川市教育委員会教育長

掛川市立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「教育職員」とは、掛川市立の小学校並びに中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び学校栄養職員をいう。

(業務量の適切な管理等)

第3条 掛川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の向上を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（法第7条第1項の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月時間外在校等時間 45時間

(2) 1年間時間外在校等時間 360時間

2 前項の規定にかかわらず、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月時間外在校等時間 100時間未満

(2) 1年間時間外在校等時間 720時間

(3) 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月あたりの平均時間 80時間

(4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数 6月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の向上を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。